

道路整備財源の確保等に関する重点提言

都市生活を支える重要な基盤施設である道路の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地方が真に必要とする道路整備を計画的に実施できるよう、地方の意見を踏まえ、必要な財源を確保すること。

あわせて、道路整備事業に係る社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、適切な財政措置を講じること。

2. 高速自動車国道、一般国道及び地方道等については、ミッシングリンクを解消し、有機的なネットワークを形成するとともに、大規模災害時における代替性の確保や広域的な医療サービスの提供等、地方の実情を十分勘案し、必要な財源を確保したうえで早期完成を図ること。

3. 道路・橋梁等の老朽化対策

(1) 道路・橋梁等の老朽化対策については、防災・安全交付金等に加え、地方財政措置による十分な支援を講じるとともに、必要な技術的支援を行うこと。

(2) 維持修繕に関する省令・告示の規定に基づく道路の維持修繕については、十分な財政措置を講じること。特に、点検等に係る費用については、幅広く地方財政措置を講じること。

さらに、技術的支援等により都市自治体の負担を軽減すること。

4. 地域活性化に資する「道の駅」の整備・活用については、関係機関との連携体制の整備など必要な支援策を講じること。

5. 市町村道の除排雪及び豪雪被害対策については、安定的な財政措置を講じるとともに、特別交付税を重点配分すること。